

スマートセーフシティ佐野推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、スマートセーフシティ佐野推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、官民の連携の下、デジタル技術等を活用して、佐野市が抱える課題を解決し、佐野市民が健康で安全に安心して暮らせる持続可能なまちづくりを進めることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員（第4条第1項に定義する「会員」をいう。）相互の情報交換に関すること。
- (2) デジタル技術等を活用できる環境整備に関すること。
- (3) デジタル技術等を活用した実証実験及び成果の普及に関すること。
- (4) 市民等への啓発に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する事業者、団体等の会員により組織する。

- 2 協議会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長宛てに提出しなければならない。
- 3 協議会を退会しようとする会員は、その旨を会長に申し出るものとする。
- 4 会員がこの規約に違反したとき、協議会の名誉を棄損する行為があったとき又はその他除名すべき正当な事由があるときは、会長は当該会員を除名することができる。

(会長)

第5条 協議会の会長は、会務を統括して協議会を代表する。

- 2 会長は、佐野市長をもって充てる。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集して開催する。

- 2 会議においては、会長が議長となる。ただし、会長が欠席の場合は、あらかじめ会長が指名する者が議長となる。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、佐野市総合政策部デジタル推進課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年8月9日から施行する。